

公文書等の管理に関する法律のポイント

各府省

内閣府

公文書管理委員会
※内閣府に設置

ポイント1

統一的管理ルールを法令で規定

- ・作成基準（4条）保存期間基準（5条1項・3項）管理簿の記載事項（7条）等

政令案・規則案の
諮問(29条1号・2号)

調査・審議
(28条、30条)

答申

統一ルールに基づき、各府省の文書
管理規則の案を作成(10条)

同意

事前協議(10条3項)

各府省の文書管理規則

ポイント2

- レコードスケジュールの導入
- ・移管か廃棄かをできるだけ早期に設定（5条5項）
- ・歴史資料として重要な行政文書ファイル等はすべて移管（8条1項）

作成(4条)

整理
(保存期間、移管
or廃棄等を設定)
(5条)

保存期間、移管
or廃棄等の設定
を管理簿に記載
・公表（7条）

保存(6条)
(集中管理の推進)

定期的な管理状況の把握(9条1項)

報告(9条1項)

- ・特別の報告聴取(9条3項)
- ・実地調査(9条3項)

勧告(31条)

答申

勧告案の諮問(29条3号)

調査・審議
(28条、30条)

同意

事前協議(8条2項)

専門的助言
(国立公文書館法11条1項4号)

実地調査(9条4項)

調査・審議
(28条、30条)

情報公開請求
(情報公開法)

中間書庫による保存
(国立公文書館法11条
1項2号・3項2号)

国立公文書館

ポイント4(2)

国立公文書館の機能強化

- ・専門的助言制度の拡充（国立公文書館法11条1項4号）
- ・国立公文書館による実地調査制度の新設（9条4項）

異議申立て〔利用制限に不服があるとき〕(21条1項)

諮問(21条2項)

答申

国民

永久に保存
(15条)

利用
(16条)

ポイント5

歴史公文書等の利用促進

- ・利用請求権の新設（16条）
- ・デジタルアーカイブ化の推進（23条）
- ・独法文書も国立公文書館に移管（11条4項）